

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月19日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 眞 鍋 友 佑

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月10日 午前 9時00分から 令和 8年 7月17日 午後 4時30分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月22日 午前10時00分 場 所 高知地方裁判所競売室
売却決定 期日	日 時 令和 8年 8月12日 午前 9時30分 場 所 高知地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月23日 午前 9時00分から 令和 8年 7月24日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 8年 6月19日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、上記期間入札において買受申出がないときは、特別売却に付します。	



## 物 件 目 録

1 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番2  
地 目 宅地  
地 積 384.13平方メートル

2 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番5  
地 目 雑種地  
地 積 145.00平方メートル

持分3分の1

3 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目 906番地2  
家屋 番号 906番2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 119.66平方メートル

## 物 件 明 細 書

令和 7年11月 6日

高知地方裁判所民事部

裁判所書記官 弘 瀬 史 隆

---

---

1 不動産の表示 別紙物件目録記載のとおり  
【物件番号1～3】

---

---

2 売却により成立する法定地上権の概要  
なし

---

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利  
【物件番号1～3】  
なし

---

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項  
【物件番号3】  
本件所有者が占有している。

---

---

5 その他買受けの参考となる事項  
【物件番号2】

- (1) 本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。
- (2) 本件土地は、売却対象外の土地（南東側隣接地）への通行のため利用されている。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。(このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。)

物 件 目 録

1 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番2  
地 目 宅地  
地 積 384.13平方メートル

所有者 A

2 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番5  
地 目 雑種地  
地 積 145.00平方メートル

共有者 A 持分3分の1

3 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目 906番地2  
家屋 番号 906番2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 119.66平方メートル

所有者 A

令和 7年(ケ)第 26号  
令和 7年 9月11日受理  
令和 7年10月22日提出

## 現況調査報告書

高知地方裁判所

執行官 楠本賢志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1. 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番2  
地 目 宅地  
地 積 384.13平方メートル

所有者 A

2. 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目  
地 番 906番5  
地 目 雑種地  
地 積 145.00平方メートル

共有者 A 持分3分の1

3. 所 在 土佐清水市三崎浦二丁目 906番地2  
家屋 番号 906番2  
種 類 居宅  
構 造 木造かわらぶき平家建  
床 面 積 119.66平方メートル

所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	高知県土佐清水市三崎浦二丁目1番5号
<b>土地</b>	物件1、2
現況地目	<input checked="" type="checkbox"/> 宅地(物件1) <input type="checkbox"/> 公衆用道路(物件 ) <input checked="" type="checkbox"/> 雑種地(物件2)
形状	<input type="checkbox"/> 公図のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり <input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 物件1土地所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 物件2土地共有者ら 物件1土地所有者が物件1の土地に下記建物を所有して占有し、物件2土地共有者らが物件2の土地を通路として使用して占有している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物(目的外建物)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外建物の概況」のとおり)
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 物件1の土地上の物置は、設置状況等から動産と認めた
<b>建物</b>	物件3
種類、構造及び床面積の概略	<input checked="" type="checkbox"/> 公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点異なる( <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物) <input type="checkbox"/> 種類: <input type="checkbox"/> 構造: <input type="checkbox"/> 床面積:
物件目録にない附属建物	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある — 種類: 構造: 床面積:
占有者及び占有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地(目的外土地)	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある(詳細は「目的外土地の概況」のとおり)
その他の事項	<input checked="" type="checkbox"/> 北東側に設置された差し掛けは、設置状況及びその効用から、建物の従物もしくは附合物と認めた
執行官保管の仮処分	<input checked="" type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 地方裁判所 支部 令和 年( ) 第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	<input type="checkbox"/> 建物図面(各階平面図)のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	<ol style="list-style-type: none"><li>1 物件3の建物を、私たち家族が住居として使用しています。</li><li>2 物件1及び2の各土地の境界について、争いはありません。</li><li>3 物件2の土地は、奥の2軒と共有で、通路として使用しています。</li><li>4 物件3の建物は、土佐清水市の上水道に接続しています。生活排水については合併浄化槽を使用しています。</li><li>5 物件3の建物は、オール電化住宅です。エコキュートは、四電エネルギーサービス株式会社からのリース物件です。</li><li>6 物件3の建物に、生活に支障のあるような不具合はありませんし、雨漏りやシロアリ被害もありません。</li><li>7 近隣世帯でテレビの共同アンテナを設置しています。利用料として年間7000円を支払っています。</li><li>8 北東側に設置している差し掛けが、隣地にはみ出しているかもしれませんが、隣地所有者とは親族関係なので、特に何も言われていません。</li></ol> <p style="text-align: right;">以上</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 3 枚目)

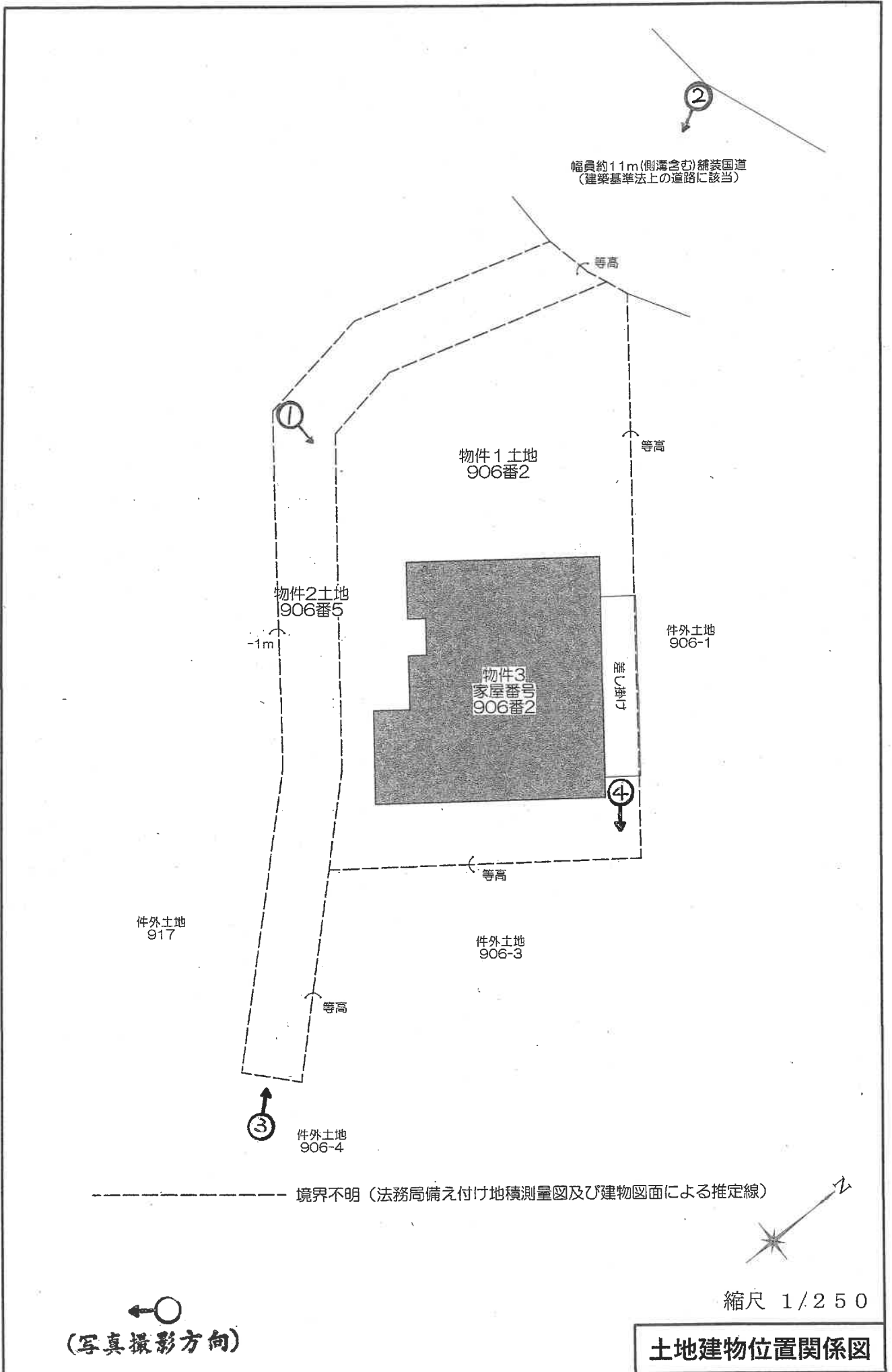
## 執行官の意見

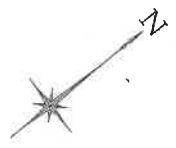
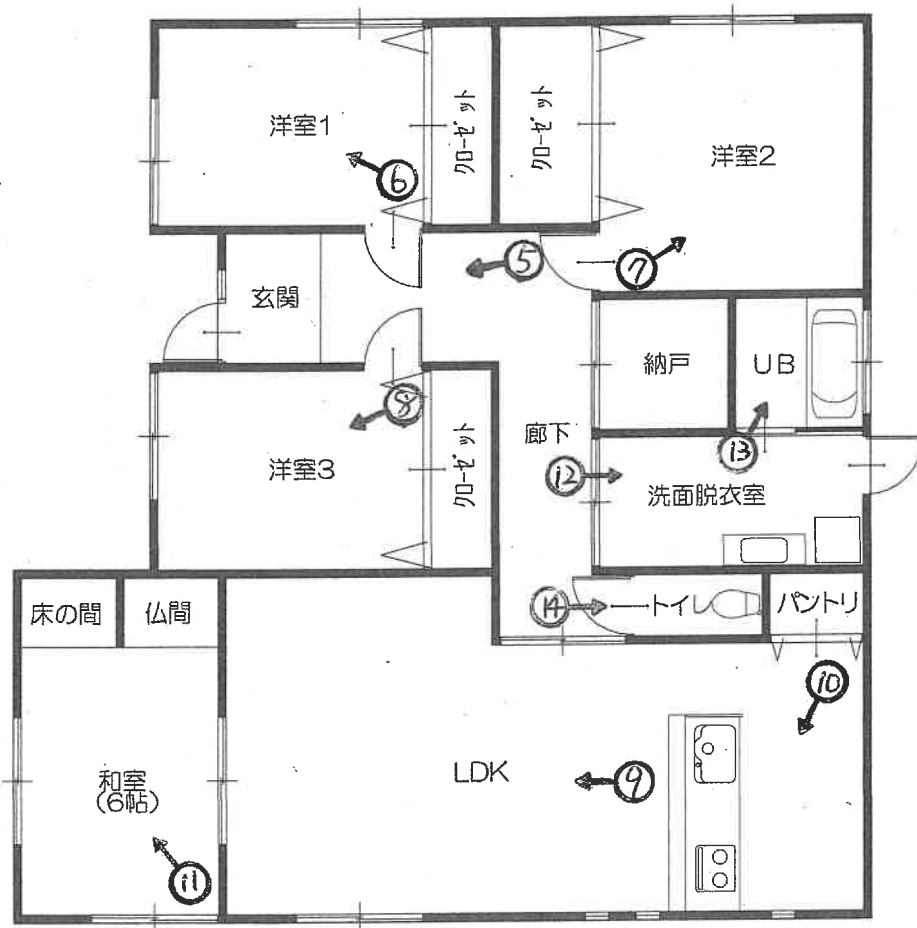
- 
- 1 本件受命物件の占有関係は、関係人の陳述及び現況から2枚目記載のとおり認めた。
  - 2 本件不動産の状況は、土地建物位置関係図、間取図及び添付の写真のとおりである。
  - 3 物件1の土地は、物件3の建物の敷地として、物件2の土地は、通路として、それぞれ使用されている。物件1及び2の各土地の範囲は、現況上判然としない。なお、法務局には、物件1及び2の各土地の地積測量図が備え付けられており、同図面によって土地の範囲を明らかにすることは可能であると思われる。
  - 4 土佐清水市役所での調査結果は、次のとおりである。
    - (1) 物件1及び2の各土地は、非線引きの都市計画区域内に位置し、同各土地の北側に接面している道路は国道（建築基準法上の道路）である。
    - (2) 本件土地周辺に土佐清水市の上水道が整備されており、物件3の建物に接続されている。なお、本件土地の周辺に公共下水道は整備されていない。
  - 5 物件3の建物に、一見して顕著な雨漏り被害やシロアリ被害は確認できなかったが、被害の有無は不明である。
  - 6 エコキュートは四電エナジーサービス株式会社からのリース物件であるため、買受人が、現在設置されているエコキュートを使用できない可能性があることに留意を要する。
  - 7 北東側に設置している差し掛けが、件外906番1の土地に越境して設置されている可能性がある。越境していた場合、越境部分の土地の利用について、同土地の所有者との間で協議を実施する必要がある。協議が整わない場合、越境部分の撤去を求められる可能性がある。
  - 8 高知県のホームページ（高知県防災マップ）によれば、本件各土地は、津波災害警戒区域に該当している。
  - 9 物件2の土地は、共有持分についての売却であるため、買受人は、同土地について、当然に使用収益できるとは限らないことに留意を要する。

以上

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年9月24日(水) 10:10-10:20	高知地方法務局 四万十支局	公図公簿等調査
令和7年9月24日(水) 11:10-11:25	物件所在地	接道外観等調査(写真撮影)
令和7年9月24日(水) 13:00-13:30	土佐清水市役所	公法上の規制調査、上下水道整備状況調査
令和7年9月24日(水) 13:35-13:45	土佐清水 自然保護官事務所	国立公園区域該当調査
令和7年9月24日(水) 14:40-14:50	高知地方法務局 四万十支局	公図公簿等調査
令和7年9月27日(土) 10:50-12:00	物件所在地	占有関係等調査(Aと面談)、立入調査(写真撮影)
令和 年 月 日( ) : - :		
令和 年 月 日( ) : - :		
令和 年 月 日( ) : - :		
令和 年 月 日( ) : - :		
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行させて臨場した。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。  <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。  <input type="checkbox"/>		

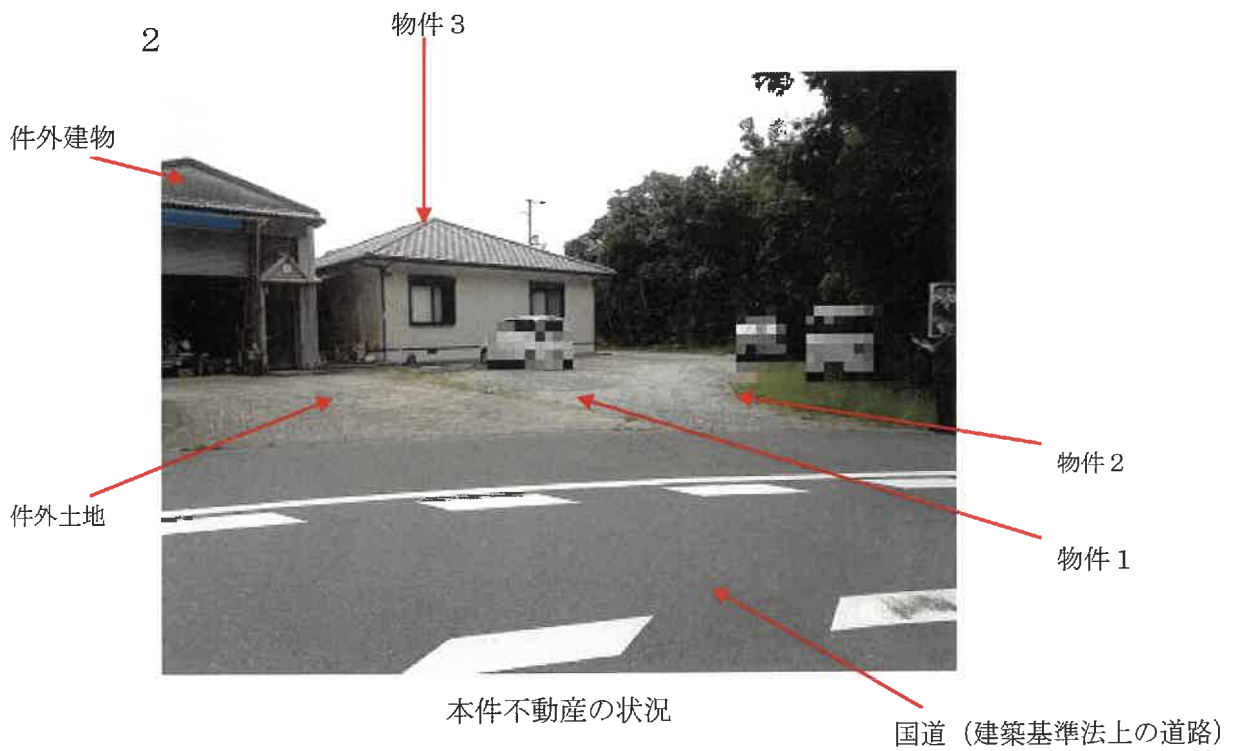
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり  
( 5 枚目)





物件 3  
 家屋番号 : 906番2  
 縮尺 1/100

**建物間取図**



3

件外土地



物件 3

物件 1

物件 2

本件不動産の状況

4



物置 (動産)

5



玄関、廊下

6



洋室1

(10枚目)

7



洋室 2

8



洋室 3

(1 1 枚目)

9



リビングダイニングキッチン

10



流し台

(12枚目)

11



和室 (6帖)

12



洗面脱衣室

(13枚目)

13



浴室

14



トイレ

(14枚目)

令和7年(ケ)第 26号  
令和7年 9月27日 現地調査  
令和7年10月17日 評価

高知地方裁判所御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士  
門 田 勝 利

## 第1 評価額

一括価格	
金9,690,000円	
内訳価格	
物件1 (土地)	金840,000円
物件2 (土地)	金50,000円
物件3 (建物)	金8,800,000円

- 1 一括価格は、物件1～物件3の各不動産について一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1土地の内訳価格は物件3建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3建物の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは、物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地目地積	土佐清水市三崎浦二丁目 906番2 宅地 384.13㎡	
2	所在地目地積	土佐清水市三崎浦二丁目 906番5 雑種地 145.00㎡	
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	土佐清水市三崎浦二丁目 906番地2 906番2 居宅 木造かわらぶき平家建 119.66㎡	
番号	特記事項		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件2土地は、「持分3分の1」（共有持分）のみの売却である。</li> <li>・物件2土地は、本件及び南東側隣接地2戸のための通路（共用の進入路）として利用されている。</li> <li>・差し掛け、舗装等の敷地内の外構については、本件評価額算出の過程において、特に加算の必要はないものと認められる。</li> </ul>		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1～2）

位置・交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土佐くろしお鉄道中村駅の南西方約34.4km(道路距離)</li> <li>・三崎東口バス停の東方約110m(道路距離)</li> </ul>	
付近の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国道321号の沿線において住宅、倉庫等が見られる。海岸(三崎浦ニコニコ公園)や農地、山林等に近く自然と調和した状況にあるが、海が近く津波等の自然災害の懸念がある。</li> </ul>	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別の規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	非線引き都市計画区域 — 60% 200% 建築基準法第22条指定区域 —
画地条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地積：529.13㎡(登記地積合計)</li> <li>・間口：約4m(地積測量図から)</li> <li>・奥行：約27～40m(地積測量図から)</li> <li>・形状：やや不整形</li> <li>・地勢：ほぼ平坦地</li> <li>・接面道路との関係：北側においてほぼ等高に接面する</li> </ul>	
接面道路の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北側：幅員約11m(側溝含む)の舗装国道に接面</li> </ul>	
土地の利用状況等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用状況：物件1土地は、物件3建物の敷地等として利用されている。物件2土地は、通路として利用されている。</li> <li>・隣接地の状況：東側は倉庫、戸建住宅、西側及び南側は防風林、北側は国道。</li> </ul>	

<p>供給処理施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上水道：あり</li> <li>・都市ガス：なし</li> <li>・下水道：なし</li> <li>・供給処理施設については、買受希望者において各担当課等で詳細を確認する必要がある。</li> <li>・(注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、通常で敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や、市役所での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。</li> </ul>
<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・津波災害警戒区域に指定されている。</li> <li>・土壌汚染の可能性について調査したところ、有害物質使用特定施設の届出はない。また、登記簿によると昭和54年に田から雑種地（物件1、2）、平成23年に雑種地から宅地（物件1）に地目変更されている。昭和60年発行の住宅地図によると目的物件の位置に建物の記載はなかった。</li> <li>・高知県遺跡地図等で調査した結果、埋蔵文化財包蔵地の範囲には含まれていなかった。</li> </ul>

## 2 物件3建物の概況及び利用状況

区 分	・主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	・建築年月日（登記記載）：平成23年9月9日新築 ・経過年数：約14年 ・経済的残存耐用年数：約16年
仕 様	・構造：木造 ・屋根：かわらぶき ・外壁：サイディング等 ・内壁：クロス等 ・天井：クロス、プリント板等 ・床：フローリング、畳、タイル等 ・設備：オール電化住宅
床面積	・119.66㎡
現況用途等	・階層：平家建 ・現況用途：居宅 ・間取り：添付図面「建物間取図」のとおり
品 等	・使用資材、施工の程度等の品等は、普通程度。
保守管理の状態	・普通
建物の利用状況	・現況調査報告書参照。
特 記 事 項	・差し掛けが、隣接地に越境している可能性が高い。 ・オール電化住宅、エコキュートはリース物件。 ・テレビ共同アンテナを利用している（利用料あり、現況調査報告書参照）。 ・雨漏り及びシロアリの被害は、目視による確認は出来なかったがその可能性は否定できない。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格（物件1～2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正 オ	建付地価格(円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ×オ
1 2	9,500	—	529.13	—	—	3,400,000
内 訳 価 格						
1	9,500	0.95	384.13	0.90	1.00	3,120,000
2	9,500	0.20	145.00	—	1.00	280,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示 土佐清水－2

価 格                      時点修正   標準化補正   地域格差   標準画地価格

$$14,000\text{円}/\text{㎡} \times 99/100 \times 100/102 \times 100/143 = 9,500\text{円}/\text{㎡}$$

- ・時点修正：公示地価格の価格時点から評価日までの推定変動率である。
- ・標準化補正：方位。
- ・地域格差：街路、接近、環境、行政条件等を考慮した。

イ 個別格差：形状（物件1）、通路等（物件2）を考慮した。

ウ 地積：登記地積を採用した。

エ 建付減価：地価水準及び地上建物の状態等を考慮した。

オ 市場性修正：一体的な複合不動産として市場性を考慮するため不要。

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	市場性 修正 エ	建物価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ
3	220,000	119.66	0.56	—	14,740,000

イ 現況延床面積：登記床面積を採用した。

ウ 現価率：当該建物の物理的状況及び当該地域における中古建物の市場性等を考慮した。

エ 市場性修正：一体的な複合不動産として市場性を考慮するため不要。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) (万円未満四捨五入) ア×イ=ウ
1	3,120,000	0.50	法定地上権	1,560,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	共 有 持 分 エ	市場性 修 正 オ	競売市 場修正 カ	評 価 額 (円) (万円未満四捨五入) (ア+イ)×ウ ×エ×オ×カ
1	3,120,000	-1,560,000		—	0.90	0.60	840,000
2	280,000	—		1/3	0.90	0.60	50,000
3	14,740,000	+1,560,000	1.00	—	0.90	0.60	8,800,000
一括価格 (合計)							9,690,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 共有持分：物件2土地持分3分の1。

オ 市場性修正：差し掛けが越境している可能性が高いこと、リース物件（エコキュート）があること、海岸の近くに位置していることなどによる市場性の減退を考慮した。

カ 競売市場修正：「第2評価の条件」記載の競売市場の特殊性を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価公示価格「土佐清水ー2」

所 在：土佐清水市三崎浦1丁目1030番1

価 格：14,000円/㎡

位 置：土佐くろしお鉄道中村駅の南西方 約3.5km

三崎バス停まで約100m

用途指定等：非線引き都市計画区域（70、200）

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：280㎡

接 面 街 路：南西8m市道

地 域 の 概 要：中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

### 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1：2,496,845円

物件2：942,500円（共有持分率1/3）

物件3：5,983,487円

- ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料の表示

### 1 所在位置略図

### 2 公 図 写

### 3 地積測量図写

### 4 建物図面・各階平面図写

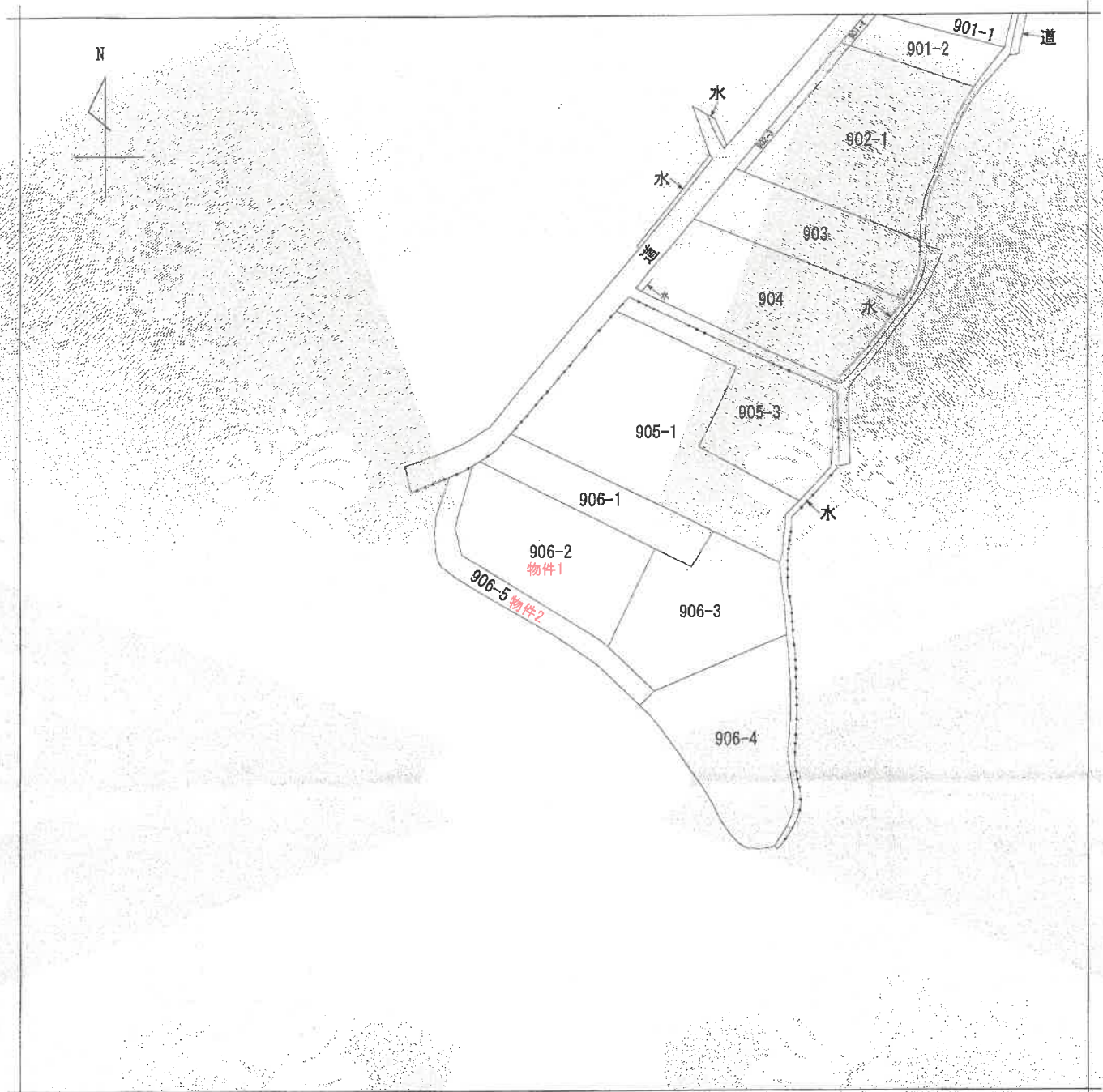
### 5 土地建物位置関係図

### 6 建物間取図

以 上



所在位置略図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	土佐清水市三崎浦二丁目			地番	906番2		
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月24日  
高知地方方法務局四万十支局  
登記官

請求番号：7-1  
(1/1)

(A3をA4に縮小)

公 図 写

D No. 02794  
611475

(其の一)

前 906 後 906-1~5

地 番 906-1~906-5

地積測量図

土地の所在 土佐清水市三崎字マセキ田

三崎浦2丁目

(イ) 906-1

順	X	Y	△X	Z
①	111.296	99.712	2.105	209.8937
②	110.302	97.427	1.825	177.6094
③	109.473	95.072	22.469	2156.1797
④	87.833	121.143	16.010	4939.4994
⑤	93.463	125.773	-14.818	-1863.7043
⑥	102.651	115.839	-18.944	-2154.5660
⑦	112.407	101.921	-8.645	-881.1070
⑧				-438.2819
⑨				219.1009
計				219.1009

地積 219.1009<sup>m</sup><sup>2</sup>

(ロ) 906-2

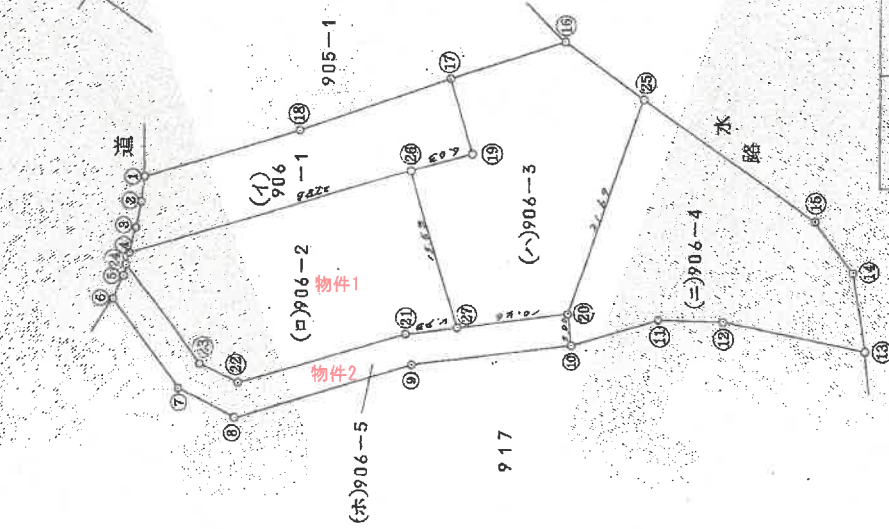
⑩	109.154	93.987	11.417	1073.0495
⑪	98.056	90.024	15.078	1357.3818
⑫	94.076	90.529	14.600	1321.7234
⑬	83.456	103.347	14.346	1482.6160
⑭	79.730	106.582	-8.228	-876.9566
⑮	91.684	116.504	-29.743	-3465.1784
⑯	109.473	95.072	-17.470	-1660.9078
⑰				-768.2720
⑱				384.1360
計				384.1360

地積 384.1360<sup>m</sup><sup>2</sup>

(ハ) 906-3

⑲	79.730	106.582	19.856	2116.2921
⑳	71.828	113.440	2.530	287.0032
㉑	77.200	134.460	-14.684	-1974.4106
㉒	86.512	134.697	-16.263	-2190.5773
㉓	93.463	125.773	-1.521	-166.1461
㉔	87.833	121.143	1.779	215.5133
㉕	91.684	116.504	8.103	944.0319
㉖				-768.2933
計				384.1466

地積 384.1466<sup>m</sup><sup>2</sup>



境界点 境界線の種類  
④⑬⑲⑳ 金属杭

申請人 [Redacted] 縮尺 1/500

昭和58年4月18日作製

作製者 土佐測量士 [Redacted] (高知県土地家屋調査士会)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年9月24日 高知地方事務所四万七千五百七十五番

登記簿

物件1、2関係分 (A3をA4に縮小)

地積測量図写

登記年月日：昭和58年5月26日

D No 02795  
611476

(其の三)

地番 906-1~906-5

地積測量図

土地の所在 土佐清水市三箇字コモンキ田

三箇浦2丁目

(三) 906-4

区画	X	Y	△X	Z
①	64.446	117.836	10.712	1262.2592
②	59.150	121.110	18.179	2201.6586
③	46.267	126.356	7.593	959.4211
④	51.557	131.996	-11.010	-1453.2759
⑤	57.277	133.953	-25.643	-3434.9567
⑥	77.200	134.460	-14.551	-1956.5274
⑦	71.828	113.440	7.538	832.4277
⑧	69.862	111.174	7.382	820.6864
計				-768.5119
2除				384.1559
地積				384㎡

(六) 906-5

⑨	108.834	92.900	0.815	75.7135
⑩	108.339	90.508	10.445	945.1750
⑪	98.391	86.955	15.819	1375.5411
⑫	92.520	87.698	17.087	1498.4957
⑬	81.304	101.244	22.658	2293.9865
⑭	69.862	111.174	9.476	1053.4848
⑮	71.828	113.440	-13.594	-1542.1033
⑯	83.456	103.547	-22.248	-2299.2640
⑰	94.076	90.529	-14.600	-1321.7254
⑱	98.056	90.024	-15.078	-1357.3818
⑳	109.154	93.987	-10.778	-1012.9918
計				-291.0677
2除				145.5338
地積				145㎡

作製者 土地家屋調査士

昭和58年4月18日(作製)

申請人

縮尺 1/1

(高知県土地家屋調査士会)

(2/2)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年9月24日

高知地方方法務局 四方十支局

登記官

物件1、2関係分  
(A3をA4に縮小)

地積測量図写

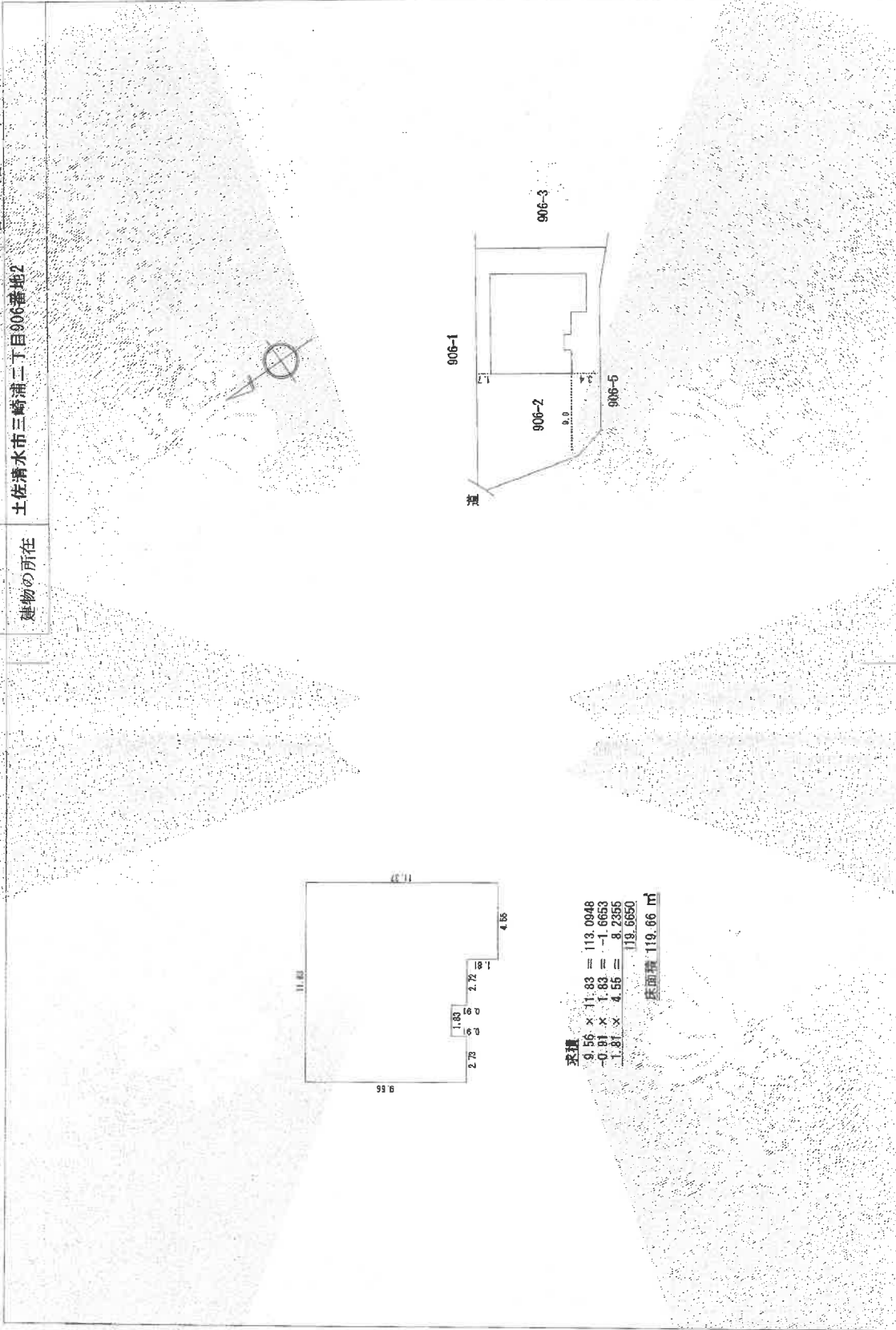
登記年月日：平成23年9月29日

各階平面図

906番2

家屋番号

建築物の所在  
土佐清水市三崎浦二丁目906番地2



縮尺 1/500

申請人

作成者

縮尺 1/250

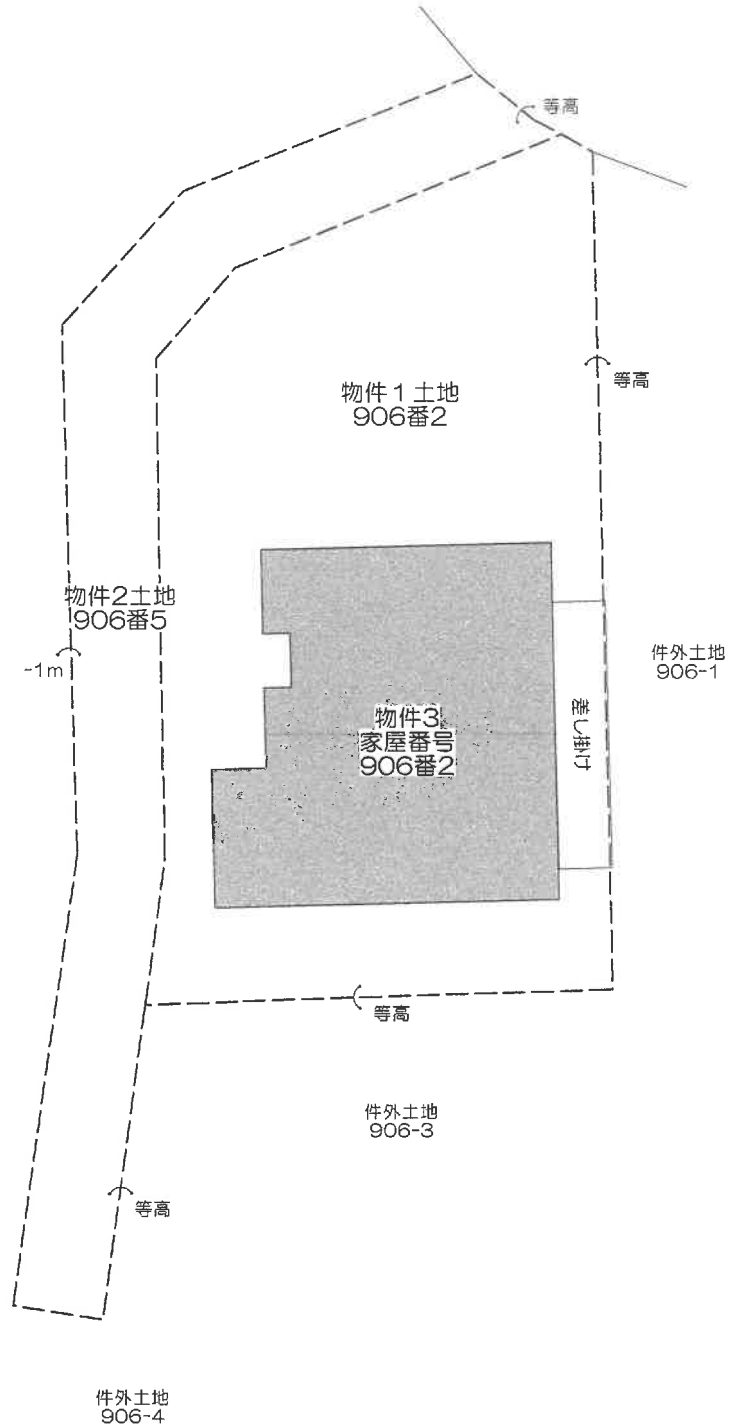
(平成23年9月21日作成)

物件3 建物関係分 (A3をA4に縮小)

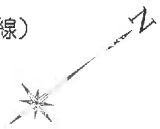
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。  
令和7年9月24日 高知地方建設局四万十支局 登記官

各階平面図写  
建物図面写

幅員約11m(側溝含む)舗装国道  
(建築基準法上の道路に該当)

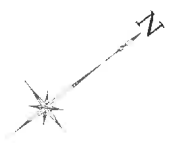
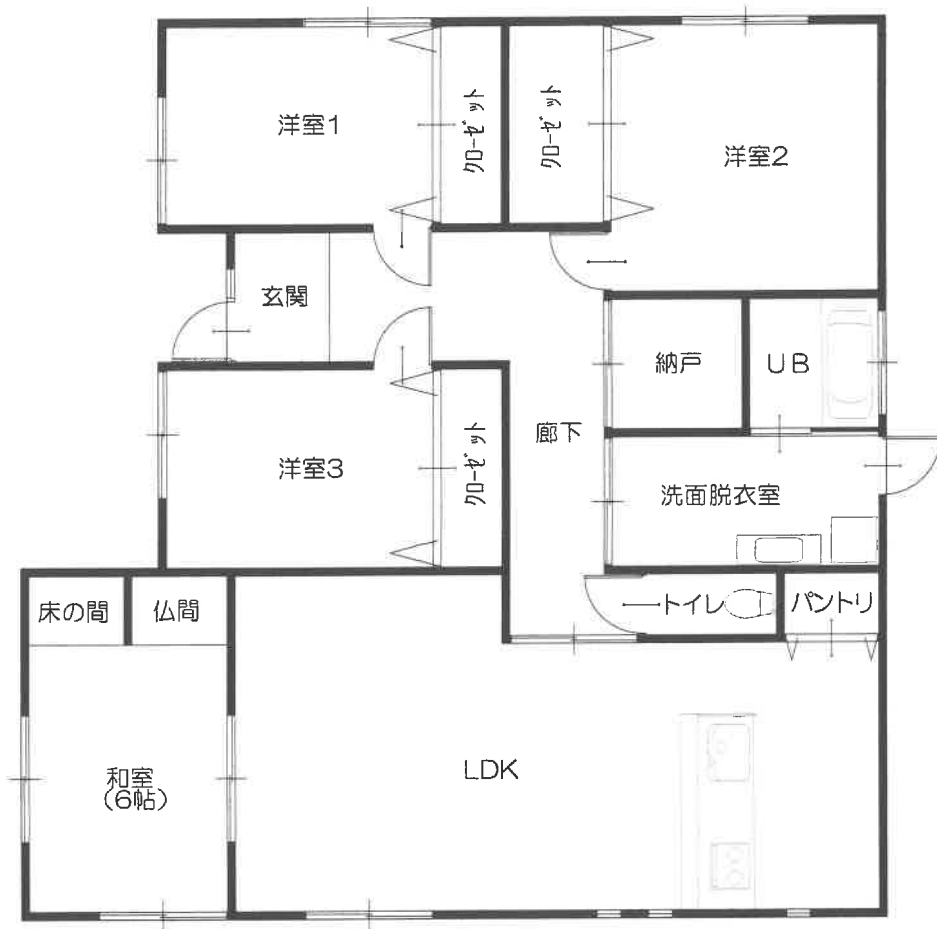


----- 境界不明 (法務局備え付け地積測量図及び建物図面による推定線)



縮尺 1/250

土地建物位置関係図



物件 3  
 家屋番号 : 906番2  
 縮尺 1/100

**建物間取図**